

社会福祉法人 済誠会の費用弁償に関する規程

平成29年 5月28日

(目 的)

- 1条 この規程は、社会福祉法人済誠会定款8条に規定する評議員及び定款第21条で規定する役員(理事・監事)に支給する費用弁償に関する事項を定めるものである。

(費用弁償)

- 2条 評議員及び役員(理事・監事)が会議に出席したときは、日額費用弁償(交通費及び日当を含む)

として、一律2,000円を支給する。

(適用除外)

- 3条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(出張旅費)

- 4条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、次により旅費を支給することが出来る。

旅 費	宿泊費(日額)	日 当
実 費	12,000円	5,000円

(附 則)

この規程は平成29年6月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。